離婚後の子供の戸籍（氏）の変更手続きについて

夫婦が離婚届の際に、子供の親権者を母（父）と定めても、**子供の戸籍に変動はありません。**
親権者である母（父）と同じ戸籍に子供を入れる（同じ氏を称する）ためには、以下の手続きが必要です。

１．家庭裁判所へ「子の氏の変更許可の申立て」

申　立　人	・子供が１５歳以上の場合・・・子供本人 ・子供が１５歳未満の場合・・・親権者（父又は母）
申　立　先	子供の住所地を管轄する家庭裁判所
必要書類等	☐ 母（父）の戸籍謄本（離婚後のもの）（※）・・・１通 ☐ 子供の戸籍謄本（父母離婚後のもの）（※）・・・１通 ☐ 申立人の印鑑 ☐ 収入印紙８００円（子供一人につき） ☐ 郵便切手１１０円（届出人数分） } あらかじめ購入してお持ちください

※１上記書類は、一般的に必要となる書類を挙げております。詳しくは、事前に家庭裁判所にお問い合わせください。

※２離婚届提出後、戸籍に離婚の内容を記載するまで多少の期間を要しますので、戸籍謄本を請求する際は、本籍地にご確認ください。

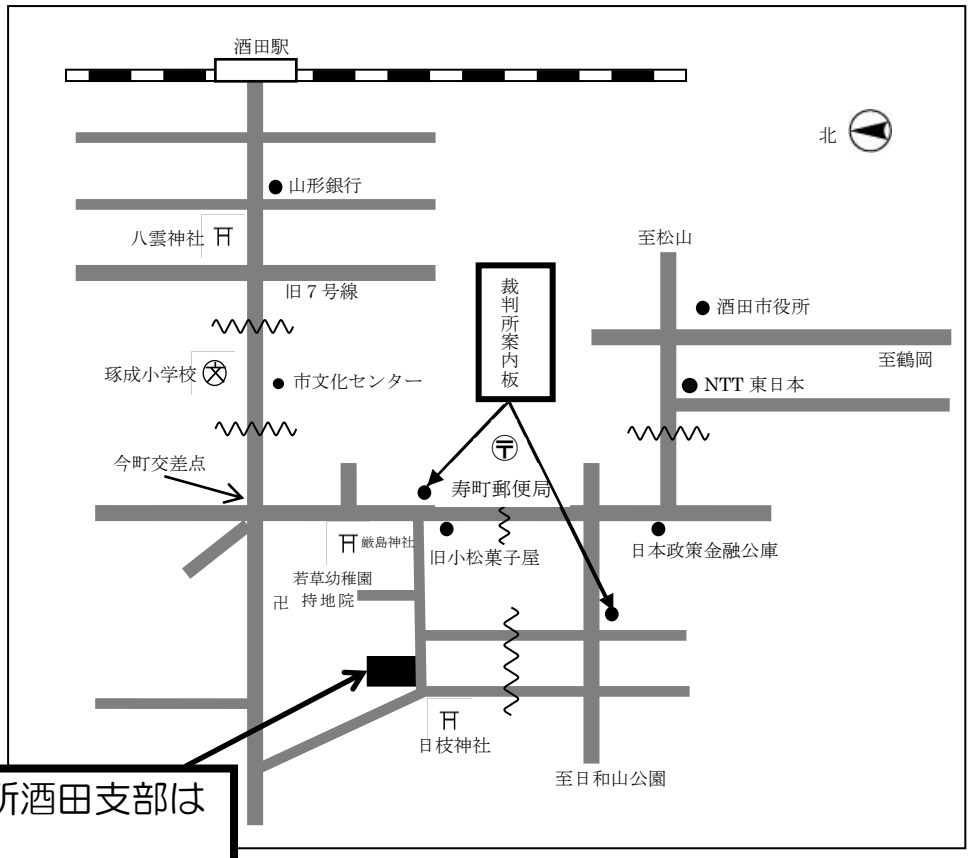
２．家庭裁判所の許可がおりたら、市区町村役場に「入籍届」提出

届　出　人	・子供が１５歳以上の場合・・・子供本人 ・子供が１５歳未満の場合・・・親権者（父又は母） ＊届書を役場に提出するのは代理人でも可。
提　出　先	本籍地、住所地等の市区町村役場
必要書類等	☐ 入籍届（市区町村役場の戸籍窓口にあります。子供一人につき１通必要。） ☐ **氏変更許可審判書謄本**（家庭裁判所から送付されます）

（家庭裁判所への申立てに関するお問い合わせ）
山形家庭裁判所酒田支部
〒998-0037　酒田市日吉町１丁目５番27号**（場所は裏面地図参照）**
TEL　0234-23-1234

（入籍届に関するお問い合わせ）

酒田市役所市民課戸籍係	TEL 0234-26-5724（直通）
八幡総合支所市民福祉係	TEL 0234-64-3112（直通）
平田総合支所市民福祉係	TEL 0234-52-3913（直通）
松山総合支所市民福祉係	TEL 0234-62-2611（代表）



山形家庭裁判所酒田支部はここです